

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月14日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金山 悦子（旧姓 小林）
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	G S グローバル・ビッグデータ投資戦略 隔月決算コース（為替 ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月10日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還が決定したことに伴い、関係事項を更新するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正します。

下線部_____が訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

<訂正前>

<前略>

(7) 申込期間

2022年6月11日から2022年12月9日まで

(注1) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注2) 下記「(12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合には、申込期間は2022年7月14日までとなります。

<中略>

(12) その他

<中略>

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

本ファンドにつきまして、2022年4月28日現在、純資産総額が信託約款に定められた信託契約の解約の基準である30億円を大幅に下回る状況が継続しております。今後も本ファンドの資産規模の拡大が見込み難く、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し2022年7月27日をもって信託の終了(繰上償還)を予定しておりますので、お知らせいたします。

この信託終了(繰上償還)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。本決議にかかる議決権の行使は、2022年6月14日現在の受益者の方(2022年6月10日までに購入の申込みをされた方を含みます。)を対象とし、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決され、可決の場合には2022年7月27日をもって信託を終了する予定です。上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

なお、2022年6月11日以降に購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、議決権の行使の権利はございません。

信託終了に係る書面決議の手続きおよび日程

基準日(受益者の確定)	2022年6月14日(火)
書面による議決権の行使の期限	2022年7月11日(月)
書面による決議の日	2022年7月12日(火)
信託終了(繰上償還) 予定日	2022年7月27日(水)

本書面決議の結果、2022年7月27日に信託終了(繰上償還)する場合、ご購入のお申込みは2022年7月14日まで、換金のお申込みは2022年7月15日までとします。

お申込みに際しては、上記につきご注意くださいようお願いいたします。

<訂正後>

<前略>

(7) 申込期間

2022年6月11日から2022年7月14日まで

(注) 本ファンドは、2022年7月27日をもって信託を終了することになりました。

< 中略 >

(1 2) その他

< 中略 >

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

（注）2022年6月10日付有価証券届出書「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続を経て、信託を終了することとなった場合には、お買付のお申込みは、2022年7月14日までとなります。

<後略>

<訂正後>

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに関し、これを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

（注）本ファンドは、2022年7月27日（償還日）をもって信託を終了することとなったため、お買付のお申込みは、2022年7月14日までとなります。

<後略>

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

（注）2022年6月10日付有価証券届出書「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続を経て、信託を終了することとなった場合には、ご換金のお申込みは、2022年7月15日までとなります。償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

<後略>

<訂正後>

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(注)本ファンドは、2022年7月27日(償還日)をもって信託を終了することとなったため、ご換金のお申し込みは、2022年7月15日までとなります。償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

<後略>

3 資産管理等の概要

<訂正前>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2019年6月14日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(注)2022年6月10日付有価証券届出書「第一部 証券情報 (12)その他 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合には、信託期間は2022年7月27日までとなります。

<後略>

<訂正後>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2019年6月14日から2022年7月27日までとなります。

<後略>